

## 総論－近づく年金時代－

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

---

今後のわが国の年金をめぐるさまざまな状況がどんな形で推移するかをみるためには、まず、わが国の公的年金制度が、その制度の仕組みとして将来の姿をいかに規定しているのかをみることに出発点となろう。現在の制度の基本的な仕組みに変更がなかったとしたとき、20年後に受給者は何人位と予定しているのか、年金額はどのような基準で計算されることになっているのかといった、制度が潜在的に規定している将来の姿というものを、まず、頭にえがく必要がある。ここでは、現在のわが国の公的年金制度の中心である厚生年金を中心に、その制度の基本的な仕組み等が将来にどんな結果をもたらすかについて述べることにしたい。

---

---

---

## 総論—近づく年金時代—

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

##### 1. 国民皆年金の仕組み

###### (1) 国民皆年金の仕組み

---

国民年金法の拠出制の年金が発足した昭和36年4月より、わが国は国民皆年金体制に入ったことは、すでに述べたが、この時の仕組みは、大略次のようなものであった。

昭和36年4月1日以後は、20歳から60歳までの日本国民は、国内に住んでいる限り、なんらかの公的年金制度に加入することが原則とされ、無職であった場合でも、公的年金に加入(国民年金に加入することが多い)せねばならないことになった。

この強制適用の例外は二つのグループで、ひとつは、当時50歳を越えていた高齢者と、他のひとつは、夫が国民年金以外の他の公的年金に加入している妻や、すでになんらかの公的年金を受給している人など、公的年金制度の網の目に入っていると考えられる人々である。

公的年金への加入は、全員が単一の制度に共通に加入するのではなくて、それぞれの職業に応じて八つの公的年金制度のどれかに加入することとされた。

国民のすべてが、公的年金制度の網の目にふくまれるという意味での国民皆年金の仕組みをとっている国は、わが国以外でも、イギリス、スウェーデンなどがあるが、この場合は、わが国の国民年金に相当するような制度が全国民を対象として存在しており、わが国のように分立した制度にそれぞれ加入する形で皆年金となっているのは、極めてめづらしいということができよう。

---

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第1節 年金の成熟化過程とその問題点

1. 国民皆年金の仕組み

(2) 高年齢者に対する措置

国民皆年金の網の目からもれた第1のグループについては、70歳になったとき、福祉年金を支給することとした。福祉年金の受給者となる人々は、この意味で限定されており、年齢的には当時50歳をこえていた人で、公的年金制度から年金を受けることのない人々ということになる。第3-1-1表は、今後の福祉年金受給者の将来を大まかに推定したものであるが、これで明らかのように、福祉年金の受給者は今後少し増加して昭和51年頃に380万人位になり、これを頂点に段々と減り始め、昭和80年頃には、ほぼなくなることとなっている。

第3-1-1表 老齢福祉年金受給者の将来推計(概算)

第3-1-1表 老齢福祉年金受給者の将来推計(概算)

(単位 1,000人)

	受給者数		受給者数
昭和48年度	3,631	昭和67年度	624
49	3,687	68	504
50	3,742	69	402
51	3,758	70	316
52	3,646	71	215
53	3,537	72	186
54	3,431	73	140
55	3,327	74	103
56	3,228	75	75
57	2,901	76	53
58	2,589	77	37
59	2,293	78	24
60	2,015	79	16
61	1,757	80	10
62	1,516	81	7
63	1,297	82	3
64	1,099	83	2
65	920	84	1
66	761		

厚生省年金局推計

(注) 現行の支給開始年齢および所得制限を前提とした推計である。

この福祉年金グループに次ぐ高年齢の人に対しては、通常必要とされる加入期間を短縮する制度が同時に設けられた。国民年金では老齢年金を受けるのに必要とされる加入期間は25年であるが、これを最短10年に短縮することになっており、当時45歳以上であった人については、10年間の加入期間で老齢年金が受けられる仕組みとなっている。厚生年金や、共済組合など他の公的年金に加入している人々についても同様で、当時45歳であった人は、それ以後、どんな年金制度であっても10年以上加入していれば、通算老齢年金が受

けられることになっている。

したがって、今後の年金の受給状況を考えると、当時50歳であった人が70歳に達する昭和56年以後は、わが国の高齢者は、現行の制度の仕組みの中でまず原則として、すべての人が年金の受給資格を有することとなるのである。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 総論－近づく年金時代－

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

##### 2. 年金額の現状

---

わが国の公的年金制度の大部分は、受給者の過去の加入期間、報酬などによって年金額が異なっているが、国民年金と厚生年金について年金額がどうなっているかを次にみてみよう。

---

## 総論—近づく年金時代—

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

##### 2. 年金額の現状

###### (1) 国民年金の年金額

---

国民年金の年金額は、拠出期間の月数に320円を乗じてえた額とされている。資格期間の最短の期間である25年の場合の年金額は8,000円(月額)であり、最長の40年の場合は12,800円である。経過措置として、資格期間が短縮される場合には、年金額の優遇の措置があり、10年の場合は本来なら3,200円となるが、1,800円が加算され5,000円となっている。

国民年金の受給者全体ではだんだんと拠出期間が平均として長くなり、それにつれて年金額の平均も上ってくるわけである。国民年金の年金額というものには、このような実態値としての平均額と制度的に定められたものの二種類があり、この制度的な年金額も、先にのべた10年年金の5,000円、25年年金の8,000円の二つが一般には知られているが、人の一生が年金の加入期間に組み入れられる将来においては、40年年金の12,800円が代表的な年金額となると考えることができよう。

---

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

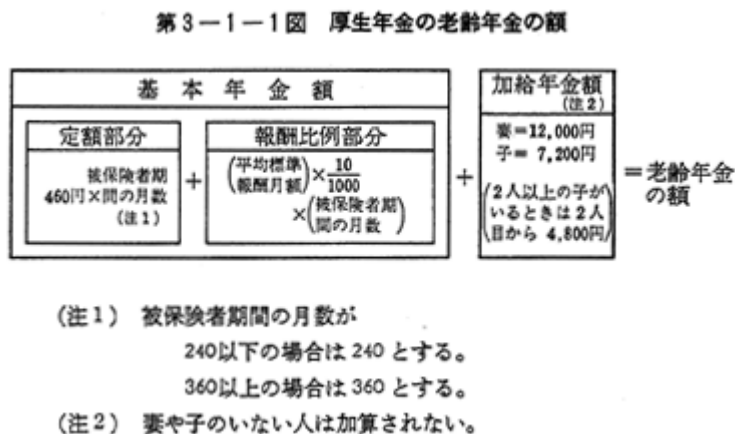
第1節 年金の成熟化過程とその問題点

2. 年金額の現状

(2) 厚生年金の年金額

厚生年金の場合は、事情はやや複雑である。厚生年金の老齢年金の算定方式は、第3-1-1図に示すとおりであるが、ここで特色とみられるのは、被保険者期間が、20年に満たない者でも定額部分の計算は20年あったものとして計算されることで、これは、国民年金の10年年金と同じく資格期間の短縮されている人に対する年金額の優遇措置である。また、30年以上の人については、これを30年にとどめる頭打ちの措置が設けられている。

第3-1-1図 厚生年金の老齢年金の額



しかし、もう一方の報酬比例部分については、このような、20年未満者の優遇30年以上の者の制限といった措置はとられていない。したがって報酬比例部分では、20年加入者の場合、平均標準報酬(平均本俸)の2割が、40年加入者の場合は、4割が支給される仕組みとなっている。

次に、厚生年金の現実の受給額がどうなっているかをみたのが、第3-1-2表である。これは、受給者の被保険者期間別になっているが、昭和47年3月末現在の受給者の平均は、月額約16,000円であり、このうちの約5割が、被保険者期間20年未満の人であることがわかる。またこの期間別の年金額をみると、20年未満の組と、30年以上の組とでは月額にして10,000円以上の開きがある。一般のサラリーマンは、20歳前後に職業についてから60歳前後まで職業生活をおくと予想されるが、このような通常のケースの場合は、被保険者期間は35年から40年程度になるものと予想され、そのような場合には、25,000円から27,000円程度の年金額である。

第3-1-2表 厚生年金の老齢年金(退職)被保険者期間別の平均年金額および受給権者数の累積比

第3-1-2表 厚生年金の老齢年金(退職)被保険者期間別の平均年金額および受給権者数の累積比  
(昭和47年3月末現在者分)

	20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
平均年金額(円)	161,454	204,460	258,226	301,259	191,082
(月額)	(13,455)	(17,038)	(21,519)	(25,105)	(15,924)
受給権者数の累積比(%)	51.7	85.3	97.8	100.0	

(昭和47年3月新規規定者分)

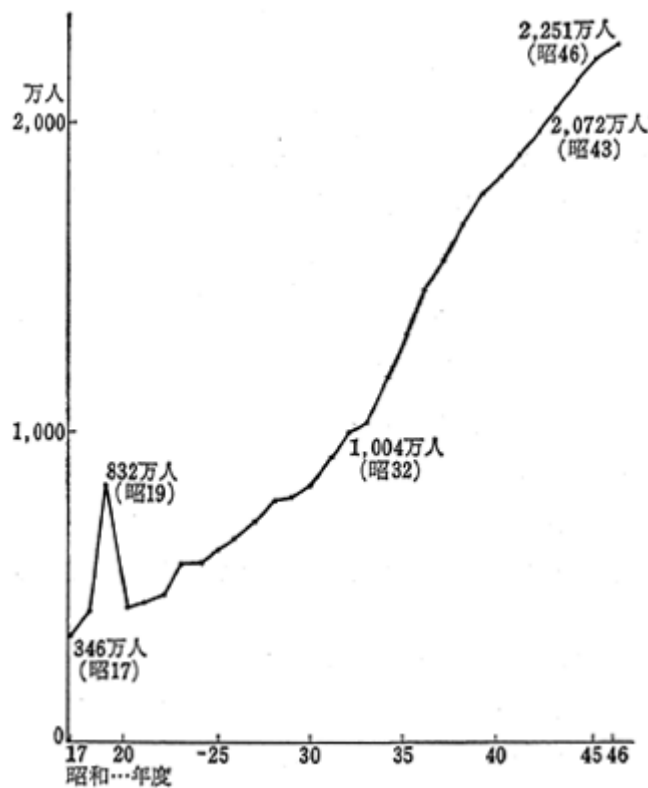
	20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
平均年金額(円)	169,451	218,738	280,520	324,700	227,552
(月額)	(14,121)	(18,228)	(23,377)	(27,058)	(18,963)
受給権者数の累積比(%)	30.0	64.1	96.8	100.0	

厚生省年金局調べ

厚生年金は、昭和17年に発足したのですでに30年を経過しているのであるが、現実の受給者の被保険者期間がこのような短い理由としては、この30年の期間を通して被保険者であった人が極めて少ないことがあげられよう。第3-1-2図は、昭和17年以降の厚生年金の被保険者数の推移をみたものであるが、現在2,300万人という膨大な被保険者をかかえる厚生年金が、その約半数の1,000万人をこえる被保険者を有するようになったのは、昭和32年であって、その後急激に増加して現在にいたっている。その背後にはわが国の戦後の経済成長とその過程でおこった就業構造の大きな変革があるわけであろうが、このような事情が、受給者数の少なさとともに、その被保険者期間の短かさにも反映しているのである。

第3-1-2図 厚生年金被保険者数(各年度末現在)

第3-1-2図 厚生年金被保険者数(各年度末現在)



厚生省年金局調べ



総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第1節 年金の成熟化過程とその問題点

3. 経済指標と年金額

厚生年金の年金額は、定額と報酬比例の組合せになっているが、このそれぞれについて経済の諸指標がどう考慮されてきたかを次にみることにしたい(第3-1-3表参照)。

第3-1-3表 基本年金額の推移

第3-1-3表 基本年金額の推移	
	基 本 年 金 額
昭和29年	$24,000\text{円} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{5}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
昭和35年	$24,000\text{円} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{6}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
昭和40年	$250\text{円} \times \text{被保険者期間の月数 (240月} \sim \text{360月)} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
昭和44年	$400\text{円} \times \text{被保険者期間の月数 (240月} \sim \text{360月)} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$
昭和46年	$460\text{円} \times \text{被保険者期間の月数 (240月} \sim \text{360月)} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$

## 総論－近づく年金時代－

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

##### 3. 経済指標と年金額

###### (1) 定額部分の額

---

定額部分の額は、昭和40年の大改正以前は被保険者期間の長短により左右されないまったくの定額であったが、この額の水準自体は、昭和29年当時の生活保護の60歳の男子の生活扶助基準額を参考として定められたものである。

当時の被保険者全体の平均標準報酬月額が7,000円であるから定額部分は、その約3割に相当したといえよう。ただし、当時は標準報酬等級の上限が現実の賃金水準に比して、著しく低かった事情があるので、現実の男子労働者の平均賃金と比べると約1割に相当する。

40年の大改正においては、当時の家計調査の資料から老人の生活費を推定し、定額部分が定められたが、20年加入者の場合は月額にして5,000円であった。前年度末の被保険者の平均標準報酬月額は24,000円であるので、この場合は2割程度に相当している。

44年の大改正では、この250円という定額部分算定の基礎額自体を、その間の賃金上昇率等の経済指標を考慮して400円に引き上げている。これによって定額部分の額は20年加入者の場合に8,000円となるが、これは前年度末の被保険者の平均標準報酬月額40,000円の約2割に相当することとなる。

---

## 総論—近づく年金時代—

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第1節 年金の成熟化過程とその問題点

##### 3. 経済指標と年金額

##### (2) 報酬比例部分の額

---

次に報酬比例部分であるが、この部分の算定方式については、乗率と平均標準報酬をどうとるかの二つがこの年金額の性格を表わす重要な要素である。

昭和29年に、現在の厚生年金保険法ができたときの乗率は、1,000分の5であったが、これは20年加入した場合には、報酬比例部分の額は平均標準報酬月額1割になることを意味している。あとに述べるように厚生年金の年金額の算定方法については、算定の基礎とする賃金(厚生年金保険法上は平均標準報酬)を20年から40年といった長い間の単純な平均にしていることが問題とされているのであるが、もし、この間の賃金について、ベース・アップ的な上昇がなかったとすれば、受給者の平均標準報酬は、現在の被保険者全体の平均の標準報酬とほぼ同じになるであろう。先にのべたように29年の定額部分はほぼ当時の平均標準報酬の3割に相当するので、29年に制定された当時の20年加入者の年金の水準は平均標準報酬の4割であったということができよう。

昭和40年に行なわれた改正では乗率は、1,000分の10になった。これは、20年加入者の場合は、平均標準報酬の2割を報酬比例部分として定めたことを意味している。30年加入者は3割、40年加入者は4割が報酬比例部分の額となる。定額部分は20年で2割、30年で3割であるので、この両者を合わせると、30年加入者は、平均標準報酬の6割が年金額となることとなる。

44年の大改正の際は報酬比例部分については、乗率を改めず、平均標準報酬の算定について現実の賃金実勢を反映させるための措置をとった。これは、戦後のインフレーションの影響でまったく価値の落ちてしまった時期の標準報酬を算入しないで、平均額を算出することとしたのである。この結果、受給者の平均標準報酬は、被保険者の平均標準報酬(現実の賃金水準)に近づくこととなった。

---

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第1節 年金の成熟化過程とその問題点

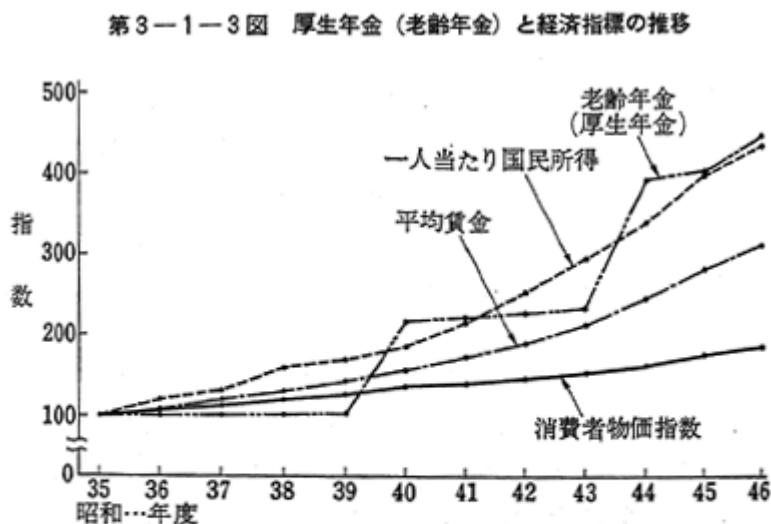
3. 経済指標と年金額

(3) 経済指標との関連

厚生年金の年金額のように、受給者の被保険者期間の長さ、平均標準報酬の額によって年金額が動く制度の場合には、受給者の被保険者期間が長くなるにつれて年金額が上がるなどの変動があるため、その制度の水準が他の制度と比べて低いか高いかを比較することはなかなか難しい。今までの過程からいえることは、定額部分については、平均的な賃金の上昇に応じて上ってきており、その額は平均賃金の2割から3割であるということと、報酬比例部分については、平均標準報酬の2割から4割となることが法律上は規定されながら、受給者の平均標準報酬が自動的に現実の賃金実態と合致するようになっていないことなどが指摘できるであろう。

なお、厚生年金では、従来の改正では今後年金を受け始める人の年金額の算定方法を改めると同時に、すでに年金を受けている人の年金額についても同じ方法を適用してきた。全体としての年金額の平均の動きをみたものが第3-1-3図であるが、これでは、その間の国民所得等の経済指標の動きに、大勢としては沿った動きとなっている。

第3-1-3図 厚生年金(老齢年金)と経済指標の推移



厚生省年金局調べ

- (注) 1 厚生年金の年金額は老齢年金(退職)の1件当たり年金額の年度末現在の数字である。  
 2 平均賃金は毎月勤労統計調査(労働省)による規模30人以上の「きまって支給する給与月額」である。

厚生白書(昭和47年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 総論—近づく年金時代—

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第2節 受給者,年金額双方の将来

---

人口の老齢化が,西欧諸国とは比較にならない程の早さで進行することが予想されている中で,わが国の年金制度はどのように成熟化の過程をとるのであるか(この場合の成熟とは,年金受給者の数がふえることに合わせて加入期間の長い受給者の比率が高まることを意味している)。

この成熟過程を規定するのは,人口の老齢化などの社会的情勢と,制度上の規定と,年金事業の過去の歩みの三つの要素である。

第1節の1)においてのべたような現在の制度の基本的な仕組みが,大きな変更なく推移とした場合,社会的情勢と,年金事業の過去の歩みというこの二つの要素がからみ合った結果として,将来の受給状況がどう動くのかを次にみよう。

---

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第2節 受給者,年金額双方の将来

1. 年金の受給状況とその将来予測

昭和45年の60歳以上人口のうちで,なんらかの年金を受けている人は,44%であった。

このうち,最も人数の多いのは無拠出の福祉年金で70歳以上の受給者の中の70%を占めている。

被保険者数としては,最も多い国民年金の拠出制の受給者は,この当時は現われていず,次いで被保険者数の多い厚生年金は,受給者全体の10%である。

受給権者数と被保険者数の比率を示す第3-1-4表では,拠出制全体でみて4.93%であり,これを制度別にみれば,公共企業体職員等共済組合の30.6%を最高に,国民年金の1.8%まで,実に29%の開きがある。

第3-1-4表 公的年金各制度の適用者数に対する受給権者率

第3-1-4表 公的年金各制度の適用者数に対する受給権者率  
(単位:%)

	老 齢 年 金 受 給 権 者 数 適 用 者 数	老 齢 年 金 お よ び 通 算 老 齢 年 金 受 給 権 者 数 適 用 者 数	全 受 給 権 者 数 適 用 者 数
国 民 年 金	0.97	0.98	1.82
厚 生 年 金 保 険	2.67	3.29	6.08
船 員 保 険	5.83	6.01	14.79
国 家 公 務 員 共 済 組 合	10.48	10.50	13.51
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	9.01	9.04	10.86
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	1.85	3.23	3.97
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	21.49	21.49	30.59
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	4.35	4.47	5.83
平 均	2.69	2.97	4.93

厚生省年金局調べ

(注) 国民年金, 厚生年金保険および船員保険については昭和46年度末現在,  
その他は昭和45年度末現在。

現行の共済組合制度の多くは,昭和30年前後に現在の法律が制定されているが,官吏に対する年金制度である恩給の期間を,その加入期間としてとり入れているため,制度としての期間は,相当に長く,大正年間からの歴史をもっているといえる。

このため老齢年金の受給者と被保険者の比率が,いわば恒常化しており,ほぼ人口の構成比に類似したものとなっているといえよう。すなわち,制度が成熟期にはいれば,現役の労働者である被保険者と,過去の労働者である年金受給者との比率は,人口の構成比のうち,生産年齢人口と老齢人口の比率に近接するはずである。

今後の問題としては,制度として発足のおくれた厚生年金と国民年金の二大制度の受給者が,どんな経緯で

増加していくと予想されているかが一番大きな問題となろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第2節 受給者,年金額双方の将来

1. 年金の受給状況とその将来予測

(1) 国民年金の将来予測

国民年金は,36年4月の発足であるが,前述のように,制度発足時にすでに中高年齢に達していた年齢階層に対しては,資格期間を短縮する措置を設けて,最短10年で老齢年金の受給資格をうることができるように措置してあるために,受給者の発生が早く,かつ,急激にその数が増加する特色を持っている。

今後の受給者数の推計をしたのが,第3-1-5表であるが,これでは制度発足後30年の時点で現在の被保険者数に比して20%をこえる受給者が発生することと推定されている。また,国民年金の適用対象は,農業従事者,自営業者等であり,このグループについては,今後の経済の動向によっては数が減少するものと予想されるが,受給者の増大と並行して,費用の負担者である被保険者が減少することは,今後の大きな問題となろう。

第3-1-5表 国民年金の受給者の推計

第3-1-5表 国民年金の受給者の推計  
(単位:1,000人)

	全受給者	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子・準母子・遺児・寡婦年金
昭和46年度 (実績)	427.9	229.2	2.5	59.8	136.4
50	1,781.1	1,290.4	118.0	96.4	276.3
55	3,583.3	2,606.0	475.0	141.8	360.5
60	4,919.7	3,402.5	947.0	179.1	391.1
70	7,649.2	4,154.6	2,861.0	229.6	404.0
80	10,141.3	4,394.3	5,101.0	243.0	403.0
90	10,639.0	4,132.0	5,869.0	242.0	396.0
100	11,058.0	4,064.0	6,357.0	240.0	397.0

厚生省年金局推計

なお,国民年金では,無業の妻も独立の被保険者となる仕組みとなっているため,他の制度では遺族年金の受給者として現われてくる老婦人が,国民年金では老齢年金の受給者となって現われてくることも,この制度の特徴である。なお,厚生年金についてのべる際にもふれるが,今後の老齢給付の中では通算老齢年金の受給者が相当の数にのぼるものと予想されている。通算老齢年金の受給者には二種類あり,ひとつは,一つの制度では老齢年金の受給に必要とされる資格期間を満たしえず,他の制度に加入した期間と合わせて初めて20年又は25年に達する人であり,他のひとつは,加入した二つの制度の一方から老齢年金を支給され,他の制度から通算老齢年金を支給される人であるが,特に後者が年金受給者として相当数登場することは,わが国の年金制度の大きな特色と考えてよいであろう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第2節 受給者,年金額双方の将来

1. 年金の受給状況とその将来予測

(2) 厚生年金の将来予測

もうひとつの大きな年金制度である厚生年金であるが,この制度は昭和17年に発足したので,国民年金よりも20年近く長い歴史を持っていながら,その受給者の発生の歩みは,意外にゆるやかである。その理由としては,すでに述べたように昭和17年に制度が設けられた際に,国民年金がその発足時に設けたような,中高年齢者に対する資格期間の短縮の措置をとらず,昭和29年に全面的な改正をした際に初めて40歳以後の期間15年で老齢年金の受給資格を認める高齢者特例を設けたにとどまったからであり,もうひとつの理由は,被保険者数それ自体が,就業構造の変化を反映して近年急速に大きくなってきたことの二つが理由となっている。

今後の受給者数の推計は第3-1-6表にみるとおりであるが,現在140万人程度の受給者は,5年後に2倍となり,20年後に3倍になるが,昭和90年頃には,老齢年金だけで800万人位の受給者が出ると推計されている。

第3-1-6表 厚生年金の受給者の推計

第3-1-6表 厚生年金の受給者の推計

(単位: 1,000人)

	全受給者	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
昭和46年度 (実績)	1,371	601	139	100	531
50	2,256	824	508	114	810
55	3,382	1,322	744	125	1,191
60	5,032	2,225	1,023	136	1,648
70	8,399	4,032	1,345	156	2,866
80	14,407	6,460	3,372	170	4,406
90	21,590	7,921	7,587	166	5,917
100	24,229	7,423	9,836	156	6,814

厚生省年金局推計

次に通算老齢年金の受給者であるが,受給者の最も多い昭和90年時点で老齢年金受給者を上回る受給者が出ると予想されている。

今後の展望としては,年金の支給の財源は当人の拠出した分に加えて,後代の被保険者が負担していく分が相当の比重を占めることとなるであろうが,二つの制度から老齢年金と通算老齢年金を受けるというように加入期間が年金権に結びつく比率が100%であることは,この財源を負担する被保険者としては,諸外国よりも重い負担を余儀なくされているということができよう。

厚生白書(昭和47年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論—近づく年金時代—

第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

第2節 受給者,年金額双方の将来

2. 被保険者期間の伸びによる受給額の変化

第3-1-7表および第3-1-8表は,厚生年金の老齢年金受給者の被保険者期間別の構成比の推移を示すものである。第3-1-7表は,それぞれの年度毎に,年度初めに年金の裁定を受けた人についての被保険者期間別の構成比をみたものであり,第3-1-8表は,それぞれの年度末の老齢年金の全受給者についてみたものである。

この両者に共通していえることは,高齢15年で資格期間を満たした20年未満のグループの比率は毎年低下しており,新規裁定の場合には,40年と比べて逆転していることが注目される。

第3-1-7表 年度初めの老齢年金(退職)新規裁定者の被保険者期間別構成比の推移

第3-1-7表 年度初めの老齢年金(退職)新規裁定者の被保険者期間別構成比の推移  
(単位:%)

裁定年月	20年未満	20年以上	合計
昭和40.4	64.3	35.7	100
41.4	62.1	37.9	100
42.4	58.7	41.3	100
43.4	45.3	54.7	100
44.4	43.8	56.2	100
45.4	44.3	55.7	100
46.4	34.2	65.8	100

厚生省年金局調べ

第3-1-8表 老齢年金(退職)の被保険者期間別構成比の推移

第3-1-8表 老齢年金(退職)の被保険者期間別構成比の推移  
(単位:%)

	20年未満	20年以上	合計
昭和42年度末	68.6	31.4	100
43	63.5	36.5	100
44	59.3	40.7	100
45	—	—	—
46	51.7	48.3	100

厚生省年金局調べ

しかし,昭和29年以後20年近くたった今日でも新規裁定者の3割以上が,このようないわば制度発足時の経過的措置によって年金の受給資格を得た人であるということは,今後の問題を残すものであろう。

この点については,すでに厚生年金の過去の歴史においては,被保険者数の伸びが極めて急激であったこと

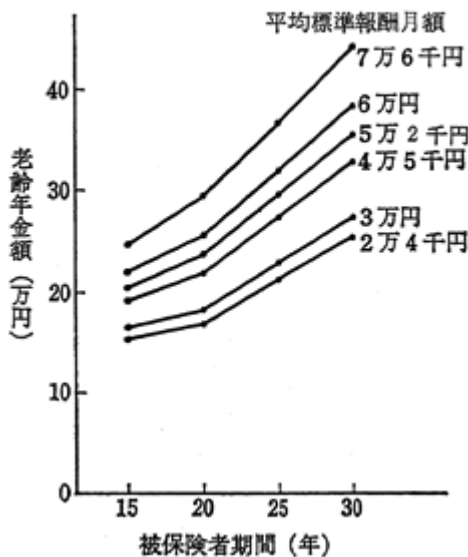
を指摘しておいたが、この被保険者数が大幅に伸びた過程においては中高年齢に達して以後に被保険者となった層があり、その人々が現在受給年齢に到達しつつあるとみることができるのである。

今後の展望としては、昭和30年代に若くして被保険者となった層が、受給年齢に達する昭和70年代には、これらの者の被保険者期間は、平均して40年に近くなるであろうから、現在の平均被保険者期間の2倍に近い長さが平均となるわけである。

このような被保険者期間の長さが年金の受給額にどのような影響を与えるかであるが、現行の年金額算定方式のもとで被保険者期間別に年金額を比較すると、第3-1-4図のとおりで、20年未満の場合の額と30年以上の場合とは、100対170の比率となっている。

### 第3-1-4図 厚生年金の老齢年金額

第3-1-4図 厚生年金の老齢年金額



受給者数の増加に加えて、このような一人当たりの年金額の増によりもたらされる将来の年金の給付費はどのくらいになるかを厚生年金保険で指数でみたものが、第3-1-9表である。これは、44年の大改正を行なった際の将来推計であって、現行制度で推移した場合の給付費(実質価格)であるが、これで見ると、制度改正時の44年に100であったものが10年後には4倍近く伸びることが予想されており、100年には38倍以上になることが予想される。

### 第3-1-9表 厚生年金給付費の将来推計

第3-1-9表 厚生年金給付費の将来推計

昭和44年度	50	55	60	65	70	80	90	100
100	240	385	639	986	1,327	2,541	3,606	3,858

厚生省年金局推計

(注) 昭和44年度(平年度分)を100としたときの指数である。

## 総論—近づく年金時代—

### 第3章 わが国の年金制度の現状とその問題点

#### 第3節 わが国の現在の問題点

---

わが国の社会保障の分野で、今後重点的な充実をはかるべき施策としては、まず年金制度がとりあげられるべきであることは論をまたない。

36年の国民皆年金の実現、40年のいわゆる一万円年金を目途とする大改正、44年の二万円年金を目途とする大改正と、その制度の基本的な骨格は、漸次整備されてきた。しかしながら、年金制度の充実を望む声は依然として高い。これはどこに問題がひそんでいるのであろうか。

端的に言えば、現実には受給者数が少なく、一人当たりの受給額も低いことである。

これが、いわゆる年金が未成熟であるといわれていることであるが、これをさらにふえんと次のとおりである。

第1の問題は、現在の老人のうちで年金が支給されている人が少ないことである。

第2の問題は、現在、拠出制年金制度に加入しなかった、又は受給資格はえたが期間が短い人々の年金額が低いことであり、特に、福祉年金の額の低いことが、各方面から指摘されている。

福祉年金の思い切った引き上げを図るためには、その財源をどこに求めるべきかを含めて検討が急がれるべきであろう。更に、現在の問題としては年金額の水準が現在の所得水準を反映していないことである。

平均標準報酬の算定について過去の分については、これを現在の水準に評価しなおすなどの措置が検討されるべきであろう。

最後の問題点は、わが国の年金制度にスライド制が欠けていることである。従来の財政再計算期毎の大改正は、結果として既裁定の年金受給者の年金額を改定してきたのであるが、その間におけるこのスライド措置を制度的に組み込むべきであるという要請は強い。

この場合には、スライドの指標を何とするかなどを慎重に検討する必要があるだろう。

---